

「建設工事配置技術者の取扱いについて」の一部改正について

1 主な改正内容

若手技術者育成のための現場代理人の配置要件緩和

開札時に手持ち工事がある若手技術者について、以下の条件で現場代理人に限り入札参加資格確認申請書に予備の配置予定技術者として記載し申請することを認める。

- ・若手技術者（年齢が満 45 歳以下）であること※
- ・契約締結までに予備の配置予定技術者の手持ち工事が完成する見込みがあること
- ・対象となる工事が議決案件で開札から契約締結までの期間が空いていること

※若手技術者は、「建設工事等にかかる四日市市の発注基準について」で定める若手技術者の定義に準じる。

2 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日（同日以降に公告・指名する工事等から適用）

3 改正の効果

開札時に手持ち工事がある若手技術者について、契約締結までに手持ち工事が完成していれば、現場代理人として配置可能となるため、大規模工事の経験を積む等、若手技術者育成の機会確保に繋がる。